

住宅街の道路は、道幅が狭い、小さな交差点や一方通行路が多いなどの特徴があります。また、危険な行動をとる自転車も少なくありません。そのような環境が幹線道路とは異なる危険を生み出すことがあります。そこで今回は住宅街の道路における自転車との危険回避を中心に、安全運転の注意点をまとめてみましょう。



**狭い道路や一方通行路付近での注意点**

**狭い道路で対向車に道を譲られたとき**

センターラインのない狭い道路で、対向車が左側に寄って停止し道を譲ってくれることがあります。このようにとき対向車の後方を通行していた自転車が進路を塞がれて、図1のように道路の中央に出てくることがあります。特に対向車がトラックやワンボックスカーのように車高の高い車の場合は、自転車の発見が遅れますから、譲ってくれたのだから早く通過しなければと考えてスピードを上げるのは危険です。道を譲られたときでも、すぐに停止できるよう徐行して進行しましょう。

また、狭い道路の対向側に積卸しのためにトラックが駐車している場合なども、その背後から自転車が出てくることがありますから注意しましょう。

**一方通行路への進入時や出口付近を通行するとき**

一方通行路の入口から車が出てくることは稀ですが、自転車は別です。一方通行路の出口に設置されている「進入禁止」の標識の下に「自転車を除く」という補助標識が付けられて自転車が規制の対象から外されていることが多いことや、規制の対象であったとしてもその認識を持っていない自転車が多いからです。

右左折して一方通行路に入るときは必ず徐行して自転車が接近していないかどうかを確認しましょう。

また、一方通行路の出口付近を走行するときは、そこから出てくる車に注意が必要ですが、図2のように合流待ちで停止している車があるときは、その車の側方をすり抜けて自転車が出てくることがあります。この場合も、合流待ち車両が車高の高い車の場合は、その陰に隠れて自転車の発見が遅れやすくなりますから注意しましょう。

図1

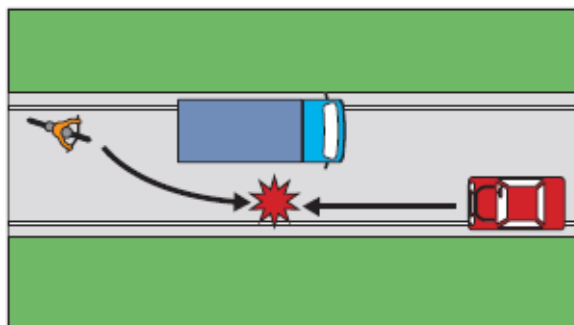
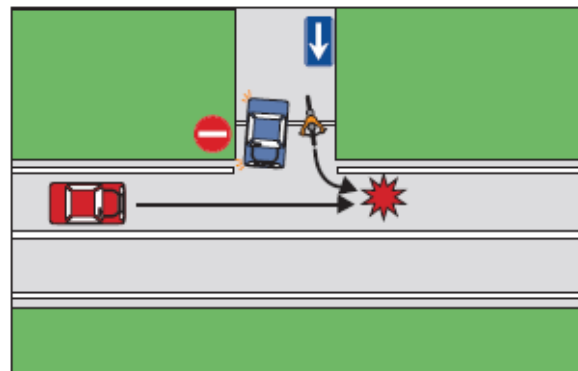


図2





## 交差点での注意点

### 信号機のない交差点を走行するとき

住宅街には信号機のない見通しの悪い交差点が数多くあり、そこから自転車などが飛び出してくることがあります。標識や標示で一時停止が義務づけられている場所では、必ず一時停止して左右の安全確認をしなければなりません。そうでない場合も徐行をするなどして安全を確認しましょう。

また、住宅街には丁字路がいくつも続いている道路があります。その多くは見通しの悪い丁字路ですから、死角が連続している状況にあるといえます。そのような道路ではスピードを十分に落として走行しましょう。



### 信号機のある交差点を走行するとき

信号機のある交差点でも油断はできません。信号に注意を向けない自転車もいるからです。

なかでも図3のように片側1車線の道路とセンターラインのない狭い道路が脇道のように交差している場合には、対面する信号が赤でもそれを無視したり、気づかなかったりして自転車が横断してくることがあります。狭い道路側から交差点に進入する場合には、スピードを落とし徐行するなどして、左右の安全を確認しましょう。

また、信号の変わり目は特に危険が高まりますから、青信号で発進していくときは、一気に加速するのではなく、左右の状況が確認できるところまで徐行して進行し、横断してくる自転車や歩行者がいまいかどうかを確認しましょう。

なお、交通量の少ない住宅街の交差点では、横断歩道の手前で横断してくる自転車や歩行者も少なくありません。特に図4のように、信号待ちで停止している車がある場合は、その背後から横断してくることもあります。このような場合は車の陰に隠れて発見が遅れる危険があります。交差点を右左折するときは、横断歩道の安全を確認するとともに、その先の状況にも目を配り、停止車両があるときはその背後から横断してくる自転車や歩行者がいまいかどうかをよく確認しましょう。

図3

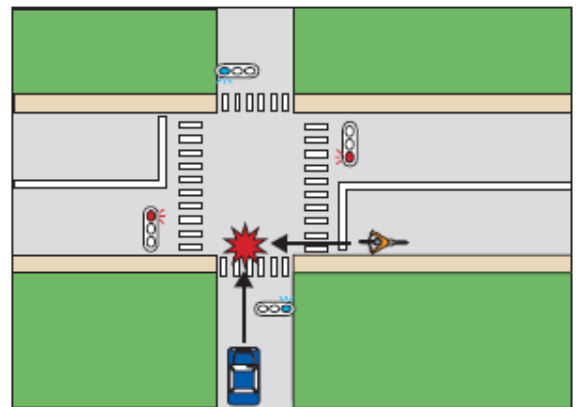
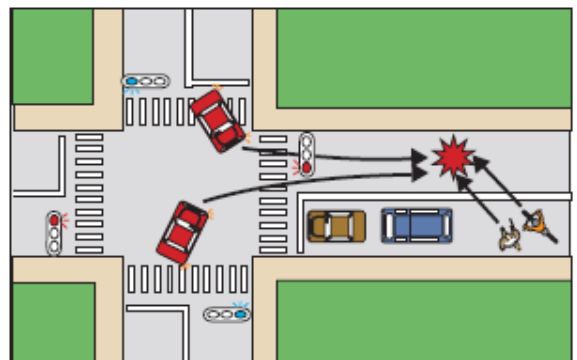


図4



### 「ご相談・お申込先」

安心と安全で皆様の未来を支える総合保険代理店

株式会社ヤシロエージェンシーリミテッド

TEL 03-3221-2331

ホームページはこちら、<http://www.yal2000.co.jp/>

FAX 03-3221-2337